

## 麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者免許申請について

☆届出及び申請にかかる押印は不要になりました。

### 1 麻薬取扱者年間届出書について

麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）は、麻薬及び向精神薬取締法第48条の規定により、前年の10月1日から当年の9月30日まで1年間の麻薬取扱状況を県知事に届け出なければなりません。令和3年度の届出については、次のとおり行ってください。

○提出期限 令和3年11月30日（火）

○提出先

麻薬診療施設の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所地域保健課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所衛生環境課）

○提出部数 2部

○その他

期間内に麻薬の取扱いがない場合も届出が必要です。  
不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。  
（広島市に麻薬診療施設がある場合は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

### 2 麻薬取扱者免許申請（継続）について

平成28年4月1日から麻薬取扱者免許の有効期間が最長2年から最長3年に延長されました。平成31年1月1日から令和元年12月31日までに免許になった麻薬取扱者の免許は、令和3年12月31日で有効期間が満了します。令和4年1月1日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

○申請期限 令和3年11月10日（水）

（提出先により申請期限が異なる場合もありますので、御確認ください。）

○提出先

麻薬診療施設の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所地域保健課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所衛生環境課）

○提出書類 免許申請書  
診断書

注：勤務証明書については、平成29年4月1日から廃止したため、提出は不要です。

- その他 免許証の有効期間を確認の上、手続を行ってください。  
不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。  
（広島市に麻薬診療施設がある場合は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

### 3 その他

麻薬取扱者年間届出書あるいは麻薬取扱者免許申請（継続）に必要な書類は、広島県のホームページからも出力できます。

広島県健康福祉局薬務課ホームページ

「麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の年間届を提出するとき」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/nenkantodoke.html>)

「麻薬取扱者の免許申請をするとき」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/1239006076784.html>)

#### 【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課	TEL 082-513-3221
広島県西部保健所生活衛生課	TEL 0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL 082-228-2111
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL 0823-22-5400
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL 082-422-6911
広島県東部保健所生活衛生課	TEL 0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL 084-921-1311
広島県北部保健所生活衛生課	TEL 0824-63-5181